

新潟県公共職業訓練「長期高度人材育成コース」業務委託仕様書

本仕様書は、新潟県公共職業訓練「長期高度人材育成コース」業務の業務委託について、受託者に対する委託業務内容を示すものである。

1 委託業務の内容

(1) 職業訓練の実施

- ア 職業訓練指導を実施すること。
- イ 訓練内容は、企画提案書を基本として、所管する県立テクノスクールとの協議により訓練実施計画を策定すること。
- ウ 職業訓練の実施に伴う業務として、次の業務を行うこと。
 - (ア) 訓練受講者の出欠席の管理及び指導
 - (イ) 訓練の指導記録の作成
 - (ウ) 訓練受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
 - (エ) 訓練受講者の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
 - (オ) 訓練受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
 - (カ) 訓練受講者の中途退校に係る事務処理
 - (キ) 訓練受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
 - (ク) 災害発生時の連絡
 - (ケ) 訓練実施状況の把握及び報告
 - (コ) 訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告
 - (サ) 就職状況の把握及び報告
 - (シ) 能力評価及び職業能力証明シートの作成

(2) 訓練受講生への就職支援

- ア 就職支援を実施すること。
- イ 無料職業紹介事業の届出を行っている受託者（専門学校等）においては、訓練受講者の希望に応じてあっ旋を行うこと。

(3) 訓練受講生の募集に関する協力

- ア 所管する県立テクノスクールと打合せのうえ、募集リーフレットの作成、職業訓練説明会への出席などに協力すること。
- イ 受講希望者から訓練実施施設やカリキュラムについての問い合わせや見学の希望が出た場合、適宜対応すること。

(4) ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング

(5) 定着支援

訓練を修了し、訓練修了後3か月以内に訓練に関連する職業に就職（雇用形態を問わない）した者（以下、「修了就職者」という。）を対象に、次の支援を行うこと。

ア 就業状況確認

就職後6か月間において、最低月1回以上の頻度で修了就職者に就業状況に対面、電話又はメールなどによりヒアリングを行うこと。また、離職し求職中であることを把握した場合には、公共職業安定所（以下、「安定所」という。）の利用等を促すこと。訓練修了後3か月以内に転職した者についても、同様に転職先における定着支援を行うこと。

イ フォローアップ

就業状況の確認により、受講した職業訓練において習得した知識又は技能について、修了就職者が課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講などを行うこと。なお、この場合の補講において発生する費用は、あらかじめ修了就職者の同意を得たうえで自己負担として実施すること。

2 訓練対象者

次のいずれにも該当するものとする。ただし、新規学卒未就職者（受講申込み時点で学校卒業後1年以上経過している者は除く）は当該訓練コースの対象外とする。

- (1) 安定所に求職申込みを行っているもの。
- (2) 公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者。
- (3) 概ね55歳未満の者（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）

ただし、55歳以上の者であっても、以下(4)～(8)の要件を満たす場合は、当該求職者の状況に応じて対象者として取り扱って差し支えないこと。

- (4) 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）。)
- (5) 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者。
- (6) 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者。
- (7) 安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者。
- (8) 過去に当該訓練コース及び1年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことの無い者。

3 入校選考試験

- (1) 同一の訓練コースに複数の受託者がいる場合、受講希望者は選考を受ける受託者（専門学校等）を選択できるものとする。
- (2) テクノスクールが国語、数学及び面接試験で選考試験を行い、安定所との協議により入校者を決定するものであること。
- (3) 訓練受講者は受託者（専門学校等）の本科生の身分も有するため、面接試験においては、面接官の派遣を依頼することがあること。

4 訓練生の受入れに関すること

- (1) 受託者（専門学校等）の本科生と同じ身分を有すること（公共職業訓練の訓練受講者（県立テクノスクールの訓練受講者）と本科生の両方の身分を有する）。
- (2) 選択科目など任意の教科がある場合は、できるだけ多くの教科を受講するよう勧めること。
- (3) 行事への参加については、カリキュラムに定められているものを除いて訓練受講者の事情を考慮した対応とすること。
- (4) 遠方への修学旅行等は求職中であることを考慮し、参加は任意とすること。
- (5) その他、訓練受講者個々の事情を考慮して可能な限り配慮すること。
- (6) 2年制コースで1年次から2年次に進級できない場合は、訓練受講者としては退校となること。
- (7) 新潟県公共職業訓練事業「長期高度人材育成コース」業務プロポーザル募集要領の「4(4)企画提案可能な訓練コース」で示した要件（以下、「提案可能要件」という。）のうち、職業実践専門課程でないコースでア①又は②として提案したコースの場合、目標とする資格を訓練期間中に取得できないと判明した場合、訓練受講者としては退校となること。

また、職業専門実践課程であっても目標とする資格を訓練期間中に取得できないと判明した場合は、当該受講生の訓練の継続について県立テクノスクールと協議すること。

- (8) 訓練生が新潟県職業能力開発条例第11条、新潟県職業能力開発校規則第21条に該当したときは退校、出席停止又は戒告の措置をとることができるものとする。同様に学則で定める処分に該当する場合は、相応の措置をとることができるものとする。

5 修了要件

- (1) 提案可能要件のうち、ア①及び②により実施するもの総訓練設定時間の80%以上の訓練受講時間（以下、「受講時間80%要件」という。）があり、且つ設定した資格の取得を修了の要件とする。また、指定養成機関にて実施する訓練コースについては、当該指定の要件となる養成課程の修了（卒業）要件にも適合するものとする。
- (2) 提案可能要件のうち、ア③及び④により実施するもの受講時間80%要件を満たし、かつ、文部科学大臣の認定及び法律の基準に基づき設定される課程であることに鑑み、受託者の定める卒業要件を修了要件とする。

6 その他

- (1) 訓練期間中は県立テクノスクールの担当職員が定期的に巡回を行い、必要に応じて訓練生と面談による助言、指導を行う。
- (2) 訓練実施上、所管する県立テクノスクール校長が必要と認める事項について、協議のうえ実施すること。
- (3) 受託者は、本業務に関わる者の管理について、一切の責任を負う。
- (4) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、新潟県、受講者及び

外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。

- (5) 受託者及び本業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月25日新潟県条例第32号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (7) 本業務の実施に当たっては、受託者が本業務の企画提案の際に用いた提案書、その説明内容及び県との協議事項に基づき誠実に実施するものとする。
- (8) 本仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、新潟県及び受託者双方で協議して決定するものとする。

<参考>

○ 新潟県職業能力開発校条例（抜粋）

（退校処分）

第 11 条 知事は、訓練生が次の各号のいずれかに該当する場合は、退校させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 成績不良その他の理由で職業訓練を修了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がなくて欠席が多いとき。
- (4) 能力開発校の秩序を乱し、その他訓練生としてふさわしくない行為があつたとき。

○ 新潟県職業能力開発校規則（抜粋）

第 21 条 校長は、訓練生が条例第 11 条各号のいずれかに該当したときは、退校させることができる。

- 2 校長は、訓練生が条例、この規則又はこれに基づく細則に違反し、かつ、訓練上必要があると認めるときは、出席停止又は戒告の措置を採ることができる。
- 3 校長は、前 2 項の規定の実施に必要な事項を別に定めなければならない。
- 4 第 1 項の規定により退校処分を行つたときは、校長は、知事に報告しなければならない。

○ 厚生労働省委託訓練実施要領（抜粋）

第 4 章 各訓練コースに関する事項（長期高度人材育成コース）

第 1 目的

不安定な就労を繰り返している者等、非正規雇用での就労期間が長い者については、企業における能力開発の機会が十分に確保されておらず、このような非正規雇労働者が正社員就職を実現するためには能力開発支援が重要となっている。このため、正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が、安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める国家資格等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指すことを目的とする。

第 2 対象者

当該訓練コースの対象者は、第 1 章第 3^{※1}に加え、次のいずれにも該当する者とする。ただし、新規学卒未就職者（受講申込み時点で学校卒業後 1 年以上経過している者は除く）は当該訓練コースの対象外とする。

- ① 概ね 55 歳未満の者（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）

ただし、55 歳以上の者であっても、以下②～⑥の要件を満たす場合は、当該求職者の状況に応じて対象者として取り扱って差し支えないこと。

- ② 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就

労働期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）

- ③ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
- ④ 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者
- ⑤ 安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者
- ⑥ 過去に当該訓練コース及び1年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことの無い者

第3 委託費に係る留意事項

(1) 訓練実施経費

委託費の設定にあたっては、訓練実施経費の単価は、訓練生1人1月当たり120,000円（外税）を上限（ただし、厚生労働大臣が指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースは、90,000円を上限とする。）とし、委託訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と委託先機関における一般の受講者の授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定すること。なお、国家資格等の受験料や手数料等については、委託費に含めず訓練生の負担とすること。

(2) 定着支援費

当該訓練コースを修了し訓練に関連する職業に就職した者（訓練修了後3箇月以内に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）。以下「修了就職者」という。）について、就職後の定着支援として本章第5の業務を行い、就職後6箇月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されていた場合は、定着支援に必要な経費相当額として、当該継続雇用された修了就職者について、1人当たり50,000円（外税）を支払うものとする。

第4 訓練コースの設定

(1) 訓練内容について

国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下に該当する職業訓練を実施するものであること。ただし、訓練を設定しようとする地域の能開施設で実施していない職業訓練とすること。なお、以下の①及び②については、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする（訓練期間中に資格試験を受験し、その合格発表が訓練終了後となる場合はこの限りではない。なお、合格発表が訓練終了後となる資格の取得を目指す訓練の設定は、令和7年度末までに開講する場合のみ可能とする。）。

- ① 公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの
- ② 経済産業省により公表されている「ITスキル標準（ITSS）」において

「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの

- ③ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの④ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

(2) 実施体制について

当該訓練コースの設定においては、委託先機関が一般向けに既に開設している教育訓練について、その定員の一部に当該訓練コースの対象者を入校させた上で同一環境下において実施して差し支えないこと。なお、既に開設している教育訓練と区分した、いわゆる集合型の実施体制によることを妨げるものではない。

(3) 実施方法について

(1) ①、③及び④（①については指定養成機関にて実施するものに限る。）については、第1章第8※2の規定に関わらず、養成課程、職業実践専門課程又は専門職大学院課程の履修の手法として認められたものであれば、委託訓練を実施する方法として認める。

(4) 設定における留意事項

イ 当該訓練コースを設定する場合においては、以下のいずれにも該当するものについて、委託先の選定を行うこと。

① 委託先機関における過去の実績において、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が正社員就職率80%以上であること。ただし、介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とするものは、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が就職率80%以上であること。なお、この要件に該当しないため、前年度まで実施していた訓練コースが設定できないことにより、地域の訓練ニーズに対応できなくなる場合は、協議依頼書（別紙15）により、厚生労働省と協議の上、判断すること

② 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第4号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと

ロ 本章第4（1）①及び②に係る訓練コースの設定において、指定養成機関以外の委託先機関による訓練の設定に当たっては、協議依頼書（別紙15）により、厚生労働省への事前協議を必要とするものであること。

(5) 訓練生募集に関する留意事項

能開施設及び委託先機関は、当該訓練コースの受講において、取得を目指す資格の内容及びその受験資格に実務経験を要するなど特別の事情がある場合は、必ず訓練生募集案内にその内容を明示の上募集するとともに、安定所にもその情報を必ず伝達すること。

第5 定着支援

委託先機関は、修了就職者を対象に、以下の支援を行うこと。

(1) 就業状況確認

就職後6箇月間において、最低月に1回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、電話又はメールなどによりヒアリングを行うこと。また、離職し求職中であることを把握した場合には、安定所の利用等を促すこと。なお、ヒアリングを行った場合は、就業状況ヒアリング記録管理簿（別紙17）を作成すること。訓練修了後3箇月以内に転職した者についても、定着支援費の対象となり得ることから、同様に転職先における定着支援を行うこと。なお、その際、訓練修了後3箇月以内に転職した訓練修了者については、改めて就職状況報告書（別紙1-1）を提出させること。

(2) フォローアップ

上記(1)により、受講した職業訓練において習得した知識又は技能について、修了就職者が課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講などを行うこと。なお、この場合の補講において、発生する費用は、あらかじめ修了就職者の同意を得た上で自己負担として実施すること。

(3) 定着者数の把握及び報告

委託先機関は、修了就職者が就職後6箇月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告書（別紙18）の回収により把握を行うとともに、委託者に対し当該把握結果を就業状況報告一覧表（別紙19）にまとめて訓練修了日の翌日から起算して290日以内に報告すること。なお、報告の際には、就業状況報告書（別紙18）及び就業状況ヒアリング記録管理簿（別紙17）の写しを添付させること。

第6 訓練人員

当該訓練コースの一単位の訓練生数は、1人以上から設定することを可能とする。ただし、いわゆる集合型訓練により実施する場合は、15名を標準とすること。

第7 修了要件等

(1) 修了要件

本章第4(1)①及び②により実施するものについては、総訓練設定時間の80%以上の訓練受講時間（以下「受講時間80%要件」という。）があり、且つ設定した資格の取得を修了の要件とすること。また、指定養成機関にて実施する訓練コースについては、当該指定の要件となる養成課程の修了（卒業）要件にも適合するものとする。

また、本章第4(1)③及び④により実施するものについては、受講時間80%要件を満たし、且つ文部科学大臣の認定及び法律の基準に基づき設定される課程であることに鑑み、委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること。

(2) 技能照査

能開法（新潟県職業能力開発校規則）第21条の規定に基づき、当該訓練コースについては、能開施設の長は、技能及びこれに関する知識の照査（以下「技能照査」という。）のため、委託先機関から卒業証明書又は修了証明書を交付させるとともに、交付された者に対して、国家資格の試験の合格などその他の修了要件を満

たしていることを確認し、技能照査の合格証書（別紙20）を交付すること。

第8 確認調査等

第1章第25「実施状況報告及び調査」※3に基づき、随時出欠状況を確認し不正行為等の有無を確認するとともに、本章第5（3）「定着者数の把握及び報告」に基づき、委託者は、就業状況等について一定数の確認調査を行うこと。なお、確認調査の具体的な実施については、別添2「就職状況等に係る確認調査実施マニュアル」に基づくこと。

※1 第1章 委託訓練に共通する事項（一部抜粋）

第3 訓練対象者

委託訓練の訓練生は、次のいずれにも該当する者とする。～（本文省略）～

- ① 公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求職申込みを行っている者
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）及び「職業訓練運用要領」（平成24年3月30日付け能発0330第18号「職業訓練の運用について」別添）に基づき、地域の各訓練コースの分野・水準、定員の設定状況等に鑑み設定される委託訓練を受講することが適切であると判断され、「職業訓練受講指示要領」（昭和56年6月8日付け職発第320号、訓発第124号）、「職業訓練受講推薦要領」（昭和61年1月8日付け職発第11号）及び「求職者支援制度業務取扱要領」（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号）に基づき公共職業安定所長（以下「安定所長」という）の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者

※2 第1章 委託訓練に共通する事項（一部抜粋）

第8 訓練の実施方法

- (1) 通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によっても行うことができる。ただし、民間教育訓練機関において、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると認められるものに限る。
- (2) オンラインによる訓練は、「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に訓練生本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものを原則とすること。
- (3) オンラインによる訓練を行う場合には、通所による訓練の時間を総訓練設定時間の20%以上確保することを原則とし、集合訓練、個別指導、面接指導等を実施すること。ただし、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開講する訓練コースについては、通所による訓練の時間が総訓練設定時間の20%を下回る訓練コースの設定も可能（例えば、通所を伴わない訓練コース（フルオンライン訓練コース）の設定も可能）とする。

なお、通所による訓練の実施にあたっては、訓練効果を高める時期に設定すること。

- (4) オンラインによる訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。

※3 第1章 委託訓練に共通する事項（一部抜粋）

第25 実施状況報告及び調査（一部抜粋）

- (1) 能開施設の長は、毎月及び訓練終了後、訓練生ごとの出欠・能力習得状況、就職状況等について、委託先機関から速やかに報告を求めるとともに、必要と認めるときは、関係職員等（巡回就職支援指導員等を含む。）をして訓練期間中の出欠状況確認等の調査を行わせること。
- (2) 都道府県等は、毎月の実施状況を厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室あて報告するものとする。なお、具体的な報告内容については別途定めるものとする。
- (3) 委託先機関は、訓練修了者に対して「公共職業訓練 受講者アンケート」（別紙28）を配付し、記入依頼を行い、回収・集計を行うこと。ただし、その全部又は一部を能開施設が行うこととしても差し支えない。

委託先機関がアンケートを回収した場合は、回収したアンケートを能開施設に送付すること。また、委託先機関がアンケートを集計した場合は、集計結果を能開施設に報告すること。

なお、別紙28の1（1）～（5）の間は必ず設定すること、その回答の選択肢は維持すること（自由記載欄も追加することを排除するものではない）、その回答を様式に記載した方法に従い採点して合計点を出すこと以外は、編集可能とすること。また、1（1）～（5）の間について、その趣旨が変わらない範囲での文言の変更や補足の追記をすること、自由記載欄を追加することは差し支えない。～（別紙省略）～